

**サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資
も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)**

令和2年7月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目 次

	頁
I. 事業の目的	3
II. 対象事業	4
III. 対象とする施設・事業要件	5
IV. 対象とする設備	6
V. 主な評価ポイント	7
VI. 応募方法	8
VII. 問合せ先	10
VIII. 事業スケジュール	11
【参考】 令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省） …	12

I. 事業の目的

【令和2年度補正予算額 5,000百万円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、企業等が国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、RE100の推進や防災に資する自家消費型太陽光発電設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、レジリエンスの向上と脱炭素社会への転換に資することを目的とします。

(例)



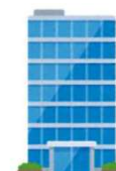
事業会社・個人

- ・再エネ電気を購入
- ・RE100に活用可能
- ・長期固定価格
- ・電気代上昇リスク低減
- ・電力使用分のみ支払

パネル設置等



電気利用料
(利用料の低減等により需要家が裨益)



PPA事業者

- 太陽光パネルの
- ・所有権を保持
 - ・維持管理を実施

【画像出典】

事業概要（サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）（環境省 地球環境局）

II. 対象事業

対象事業	契約形態	基準額			
		太陽光発電設備	設置工事費 相当額	蓄電池	設置工事費 相当額
〈①～③事業〉 令和2年度補正予算サプライ チェーン対策のための国内投資 促進事業費補助金（経済産業省、 以下、「国内投資促進事業費補 助金」）の交付の要件を満たす 施設（これに準ずる施設を含 む。）に、停電時にも必要な電 力を供給できる機能を有した自 家消費型太陽光発電設備、蓄電 池等の導入を行う事業	①事業：オンサイトPPAモデル	定額（6万円/kW）	定額（10万円）	産業用： 定額（3万円/kW）	定額（10万円）
	②事業：当該施設の設置者 （所有者）自らが発注・所有	定額（5万円/kW）			
	③事業：ファイナンスリース契約				
〈④～⑥事業〉 国内投資促進事業費補助金の交 付の要件を満たさない施設又は 住宅に、停電時にも必要な電力 を供給できる機能を有した自家 消費型太陽光発電設備、蓄電池 等の導入を行う事業	④事業：オンサイトPPAモデル	定額（4万円/kW）	定額（10万円）	産業用： 定額（3万円/kW） 住宅用※： 定額（2万円/kWh）	
	⑤事業：当該施設の設置者 （所有者）自らが発注・所有				
	⑥事業：ファイナンスリース契約				

補助金の応募を申請できる方
 ア：民間企業
 イ：その他環境大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

※基準額としての設置工事費相当額は、工事費に関わらず一律10万円

※補助金の上限額は、1需要地あたり1億2千万円

※住宅用：4,800Ah・セル未満かつ蓄電容量kWh/定格出力kW＝2.0以上

III. 対象とする施設・事業要件

	対象とする施設				事業要件					
	国内投資促進事業費補助金の交付の要件を満たす施設であり、同補助金の交付決定を受けた施設	これ（左記）に準ずる施設 ※日本標準産業分類における工場又は物流施設であり、投資計画について令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないこと	業務用施設、産業用施設（左記に該当しない工場又は物流施設を含む）、共同住宅等	公共施設、戸建て住宅	オンサイトPPAモデル ※補助金額の5分の4以上を需要家に還元	当該施設の設置者（所有者）自らが発注・所有	ファイナンスリース契約 ※補助金額相当分をリース料金から控除	太陽電池出力が10kW以上	戸建て住宅で、太陽電池出力が10kW未満	停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備を導入する
①事業	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○
②事業	○	○	—	—	—	○	—	○	—	○
③事業	○	○	—	—	—	—	○	○	—	○
④事業	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○
⑤事業	—	—	○	—	—	○	—	○	—	○
⑥事業	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○

IV. 対象とする設備

【太陽光発電設備】

- 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること
- FIT（固定価格買取制度）による売電は不可
- 導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること
- 太陽電池出力が10kW以上であること（④事業における戸建て住宅を除く）

※様式B-2「特定負荷表」に計上した停電時に必要な電力をまかなえるシステムになっていれば、蓄電池は導入せず自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する申請でも可

【上記に付帯する設備：蓄電池設備（蓄電池設備のみの申請は不可）】

- 据置型（定置型）に限る
- 原則として、系統からの充電は行わず、太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること（平時は常時満充電で停電時にのみ使用することは不可）
- 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、機器ごとの保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システムであること（※目標価格については、公募要領5～6ページ参照のこと）

V. 主な評価ポイント

●対象施設

対象施設の種類

●経営基盤

経営の健全性

事業の継続性（保守管理を含む）

●エネルギー起源CO2排出削減効果

設備導入によるCO2削減量（t-CO2/年）

費用効率性（1t-CO2削減当たりのコスト）

●停電時における役割

停電時にも必要な電力を供給できる機能を有しているか

※具体的な評価方法は審査委員会にて決定

VI. 応募方法

●公募期間

- ・第1次：6月30日（火）～7月31日（金）正午まで【必着】
- ・第2次：8月3日（月）～8月31日（月）正午まで【必着】
- ・第3次：9月1日（火）～9月30日（水）正午まで【必着】

※予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しないことがある

●提出方法

【郵送又は持参の場合】

公募要領12～13ページに定める応募に必要な書類（紙1部・電子媒体1枚）を公募期間内に郵送又は持参により機構に提出すること

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業）」を朱書きで明記すること

【メールの場合】

応募書類（Word・Excel・PowerPoint・PDFファイル）を公募期間内に supply@jigyo.eic.or.jp に送信すること

※メールで送信できるデータの容量に十分注意すること（分割して送信する場合は、メールのタイトルに「需要地：■■■ 1/4」などと付し、どの案件の申請なのかを分かりやすく示すこと）

※メールの受信が確認できない申請は無効とする。送信ミスには注意すること

【郵送又は持参の場合】

提出書類のファイリングの仕方

〈背表紙〉

申請者名

①事業

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への
転換支援事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）
応募申請書

①～⑥事業
＋需要家の名称および所在地
の都道府県名・市町村名

〈表紙〉

サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への
転換支援事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）
応募申請書

○○○○○

①事業 ○○○○○○○○
○○県○○市

- ・原則としてカラー・両面印刷とすること
- ・両開きのパイプ式ファイル（紙ファイルは不可）に表紙・背表紙を付けること
- ・ファイルには「A-1 様式第1 応募申請書」「A-2 提出書類チェックリスト」などと記入したインデックスを付したあい紙を入れること（必要書類にインデックスを直接付さないこと）
- ・穴（2穴）を開けて綴じること
- ・両面印刷の場合、裏面の上下が逆にならないように印刷すること
- ・用紙はA4を基本とし、A3等の場合は折りたたんで綴じること
- ・ホッチキス、クリップ等は外すこと

9

VII. 問い合わせ先

- 公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように事業者名、事業名、事業内容（①事業、②事業、…、⑥事業）及び問合せ内容を記入すること
メール末尾にご担当者様の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を記載すること

<問い合わせメールアドレス>

supply@jigyo.eic.or.jp

<問い合わせ先>

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）
事業部 サプライチェーン転換支援事業チーム

事業者名	〇〇〇〇株式会社
事業名	サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業
事業内容	①事業
問い合わせ内容	(具体的に書いてください。) 1. 〇〇・・・ 2. 〇〇〇〇・・・ ・・・
所属	〇〇部〇〇課〇〇係
氏名	〇〇〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇

VIII. 事業スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
応募申請		←→	←→	←→						
審査・採択			←→	←→	←→					
交付申請				←→	←→	←→				
交付決定					←→	←→				
補助事業の実施				←→	←→	←→	←→	←→	←→	
完了実績報告							←→	←→	←→	
補助金額の確定							←→	←→	←→	←→
補助金の支払							←→	←→	←→	←→

※交付申請があり次第、随時

※補助金額の確定次第、随時

※スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある

●補助事業の完了（支払の完了）は令和3年2月26日（金）まで

●完了実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内または補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日

**【参考】 令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための
国内投資促進事業費補助金（経済産業省）**

はじめに.

**サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金は
7年ぶりの全国どこでも事業が可能な立地補助金です**



補助対象	建物・設備の導入等
補助対象者 ／補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 [中小企業等グループ] 3 / 4 以内 ※要件Bの補助率は [大企業] 2 / 3 以内 [中小企業] 3 / 4 以内
補助上限	1 5 0 億円
事業期間	原則 3 年間（大規模投資案件は 4 年間）

これらにより、サプライチェーン強靱化を図るため、企業が選択した様々な取組を支援します

【出典】概要説明資料（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）
https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/supplychain_gaiyo_03.pdf